

公益財団法人 東洋食品研究所

コンプライアンスの基本方針

公益財団法人東洋食品研究所（以下「当研究所」と言う）は、代表理事のリーダーシップの下、各事業の業務の適切性と財務の健全性を確保し、公益財団法人としての使命を果たす為、次の通り運営指針を策定する。

○コンプライアンス（法令等の遵守）

全ての役員及び職員（以下「役職員」と言う）は、法令、条例及び当研究所が策定した諸規程等を遵守する。また、「コンプライアンス規定」を新たに策定し、役職員及び当研究所の業務に携わる全ての者に対し、教育や情報発信を通じ法令等に対する理解を深め、本規定を周知する。

○リスク管理

当研究所の損失の最小化を図り、リスクの防止の為、財務リスクと情報管理を徹底していく。財務リスクに関しては、専門機関の情報等を参考に、監査法人、監事と綿密に連携を取り、事故等の未然防止に取り組んでいく。また、情報管理については、個人情報保護法等遵守の徹底と、守秘義務のある研究成果の情報管理について徹底していく。

○取引の適正化、財務の健全化

購買・発注業務の適正化を更に推進し、健全な購買活動、経理業務を図ると共に、公益事業の安定化に向け適正な予算執行と管理、支払業務その他の適正化を図る。

○反社会的勢力への対応方針

当研究所は、反社会的勢力等の不当な要求等に対しては、警察や弁護士等と連携を取りながら、毅然とした姿勢で臨んでいく。

○苦情処理・各種問合せの体制

苦情処理や各種問合せについては、窓口を総務部と定め、寄せられた意見等の対応と共に管理を行う。

（改廃）

この基本方針の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この基本方針は、平成27年2月20日から適用する。